

低圧料金単価一覧表(2023年9月実施)

電灯契約

プラン名		区分		単位	県水力発電プラン	CO ₂ フリー100プラン
従 量 電 灯	A	最低料金 最初の7kWhまで		1契約	359円58銭	359円58銭
		電力量料金 上記をこえる		1kWh	28円71銭	29円21銭
	B	基本料金	10A	1契約	369円60銭	369円60銭
			15A	1契約	554円40銭	554円40銭
			20A	1契約	739円20銭	739円20銭
			30A	1契約	1,108円80銭	1,108円80銭
			40A	1契約	1,478円40銭	1,478円40銭
			50A	1契約	1,848円00銭	1,848円00銭
			60A	1契約	2,217円60銭	2,217円60銭
	電力量料金	最初の120kWhまで		1kWh	28円71銭	29円21銭
		120kWhをこえ300kWhまで		1kWh	35円46銭	35円96銭
		300kWhをこえる		1kWh	39円41銭	39円91銭
	最低月額料金			1契約	359円58銭	359円58銭
	C	基本料金		1kVA	369円60銭	369円60銭
		電力量料金	最初の120kWhまで		1kWh	28円71銭
120kWhをこえ300kWhまで			1kWh	35円46銭	35円96銭	
300kWhをこえる			1kWh	39円41銭	39円91銭	
バリュー プラン (燃調上限 なし)	基本料金	3kVA以下の場合		1契約	1,108円80銭	1,108円80銭
		上記をこえる		1kVA	369円60銭	369円60銭
	電力量料金	最初の400kWhまで		1kWh	33銭16銭	33銭66銭
		400kWhをこえる		1kWh	38円11銭	38円61銭
季節別 高負荷率 電灯*	基本料金	6kVA以下の場合		1契約	3,009円60銭	3,009円60銭
		上記をこえる		1kVA	501円60銭	501円60銭
	電力量料金	夏季		1kWh	38円21銭	38円71銭
		その他季		1kWh	35円66銭	36円16銭

動力契約

プラン名	区分		単位	県水力発電プラン	CO ₂ フリー100プラン
低圧電力	基本料金		1kW	1,300 円 89 銭	1,300 円 89 銭
	電力量料金	夏季	1kWh	26 円 22 銭	26 円 72 銭
		その他季	1kWh	24 円 77 銭	25 円 27 銭
低圧 高稼動 契約*	基本料金		1kW	1,577 円 12 銭	1,577 円 12 銭
	電力量料金	夏季	1kWh	28 円 99 銭	29 円 49 銭
		その他季	1kWh	27 円 28 銭	27 円 78 銭
低圧電力 II (燃調上限なし)	基本料金		1kW	1,233 円 10 銭	1,233 円 10 銭
	電力量料金	夏季	1kWh	26 円 22 銭	26 円 72 銭
		その他季	1kWh	24 円 77 銭	25 円 27 銭

街路灯・定額電灯契約

プラン名	区分		単位	県水力発電プラン	CO ₂ フリー100プラン		
公衆 街路灯	A	需要家料金		1 契約	55 円 00 銭	55 円 00 銭	
		電灯料金	10W まで		1 灯	107 円 68 銭	109 円 62 銭
			10W をこえ 20W まで		1 灯	197 円 71 銭	201 円 59 銭
			20W をこえ 40W まで		1 灯	377 円 85 銭	385 円 62 銭
			40W をこえ 60W まで		1 灯	558 円 04 銭	569 円 69 銭
			60W をこえ 100W まで		1 灯	918 円 28 銭	937 円 70 銭
			100W をこえる 1 灯につき 100W までごとに			918 円 28 銭	937 円 70 銭
		小型機器料金	50VA まで		1 機器	334 円 03 銭	339 円 83 銭
			50VA をこえ 100VA まで		1 機器	615 円 32 銭	626 円 92 銭
			100VA をこえる 1 機器につき 100VA までごとに			615 円 32 銭	626 円 92 銭
		B	基本料金		1kVA	336 円 60 銭	336 円 60 銭
			電力量料金		1kWh	27 円 81 銭	28 円 31 銭
	最低月額料金		1 契約	333 円 18 銭	333 円 18 銭		

定 額 電 灯	需要家料金		1 契約	60 円 50 銭	60 円 50 銭
	電灯料金	10W まで	1 灯	114 円 67 銭	116 円 61 銭
		10W をこえ 20W まで	1 灯	209 円 48 銭	213 円 36 銭
		20W をこえ 40W まで	1 灯	399 円 19 銭	406 円 96 銭
		40W をこえ 60W まで	1 灯	588 円 95 銭	600 円 06 銭
		60W をこえ 100W まで	1 灯	968 円 33 銭	987 円 75 銭
		100W をこえる 1 灯につき 100W までごとに		968 円 33 銭	987 円 75 銭
	小型機器 料金	50VA まで	1 機器	355 円 48 銭	361 円 28 銭
		50VA をこえ 100VA まで	1 機器	651 円 62 銭	663 円 22 銭
		100VA をこえる 1 機器につき 100VA までごとに		651 円 62 銭	663 円 22 銭

※ 電力量料金単価の季節区分等

- ① 夏季 毎年7月1日から9月30日までの期間をいう。
- ② その他季 毎年10月1日から翌年の6月30日までの期間をいう。

※ その他 実際のご請求には燃料調整費額と再生可能エネルギー発電促進賦課金が加算されます。

※ CO₂フリー-100 プランの電力料金単価には FIT トラッキング付き非化石価値単価 0.5 円（税込）を加え算出しております。

※ 表記の金額は全て税込み金額です。

燃料費調整について

燃料費調整額の算定

(1) 平均燃料価格

原油換算値 1 キロリットル当たりの平均燃料価格は、貿易統計の輸入品の数量および価額の値にもとづき、次の算式によって算定された値といたします。

なお、平均燃料価格は、100 円単位とし、100 円未満の端数は、10 円の位で四捨五入いたします。

$$\text{平均燃料価格} = A \times \alpha + B \times \beta + C \times \gamma$$

A=各平均燃料価格算定期間における 1 キロリットル当たりの平均原油価格

B=各平均燃料価格算定期間における 1 トン当たりの平均液化天然ガス価格

C=各平均燃料価格算定期間における 1 トン当たりの平均石炭価格

$$\alpha = 0.0259$$

$$\beta = 0.2563$$

$$\gamma = 0.8915$$

なお、各平均燃料価格算定期間における 1 キロリットル当たりの平均原油価格、1 トン当たりの平均液化天然ガス価格および 1 トン当たりの平均石炭価格の単位は、1 円とし、その端数は、小数点以下第 1 位で四捨五入いたします。

(2) 燃料費調整単価

燃料費調整単価は、契約種別ごとに次の算式によって算定された値とし、(イ)の場合はマイナス調整を、(ロ)の場合はプラス調整するものといたします。

なお、燃料費調整単価の単位は、1銭とし、その端数は、小数点以下第一位で四捨五入いたします。

(イ) 1キロリットル当たりの平均燃料価格が83,500円を下回る場合

$$\text{燃料費調整単価} = (83,500 \text{円} - \text{平均燃料価格}) \times \frac{0 \text{の基準単価}}{1000}$$

(ロ) 1キロリットル当たりの平均燃料価格が83,500円を上回る場合

$$\text{燃料費調整単価} = (\text{平均燃料価格} - 83,500 \text{円}) \times \frac{0 \text{の基準単価}}{1000}$$

(3) 燃料費調整単価の適用

各平均燃料価格算定期間の平均燃料価格によって算定された燃料費調整単価は、その各平均燃料価格算定期間に対応する燃料費調整単価適用期間に使用される電気に適用いたします。各平均燃料価格算定期間に対応する燃料費調整単価適用期間は、次の通りといたします。

平均燃料価格算定期間	燃料費調整単価適用期間
毎年1月1日から3月31日までの期間	その年の6月の電気料金算定期間
毎年2月1日から4月30日までの期間	その年の7月の電気料金算定期間
毎年3月1日から5月31日までの期間	その年の8月の電気料金算定期間
毎年4月1日から6月30日までの期間	その年の9月の電気料金算定期間
毎年5月1日から7月31日までの期間	その年の10月の電気料金算定期間
毎年6月1日から8月31日までの期間	その年の11月の電気料金算定期間
毎年7月1日から9月30日までの期間	その年の12月の電気料金算定期間
毎年8月1日から10月31日までの期間	翌年の1月の電気料金算定期間
毎年9月1日から11月30日までの期間	翌年の2月の電気料金算定期間
毎年10月1日から12月31日までの期間	翌年の3月の電気料金算定期間
毎年11月1日から翌年の1月31日までの期間	翌年の4月の電気料金算定期間
毎年12月1日から翌年の2月28日までの期間 (翌年が閏年となる場合は、翌年の2月29日までの期間)	翌年の5月の電気料金算定期間

(4) 燃料費調整額

燃料費調整額は、その1月の使用電力量に(2)によって算定された燃料費調整単価を適用して算定いたします。

(5) 基準単価

基準単価は、平均燃料価格が1,000円変動した場合の値とし、次の通りといたします。

低圧 1 キロワット時につき	19 銭 7 厘
----------------	----------

2 離島ユニバーサルサービス調整単価の算定

(1) 離島平均燃料価格

原油換算値 1 キロリットル当たりの平均燃料価格は、貿易統計の輸入品の数量および価額の値にもとづき、次の算式によって算定された値といたします。

なお、平均燃料価格は、100 円単位とし、100 円未満の端数は、10 円の位で四捨五入いたします。

$$\text{平均燃料価格} = A \times \alpha + B \times \beta + C \times \gamma$$

A=各平均燃料価格算定期間における 1 キロリットル当たりの平均原油価格

B=各平均燃料価格算定期間における 1 トン当たりの平均液化天然ガス価格

C=各平均燃料価格算定期間における 1 トン当たりの平均石炭価格

$$\alpha = 1.0000$$

なお、各平均燃料価格算定期間における 1 キロリットル当たりの平均原油価格、1 トン当たりの平均液化天然ガス価格および 1 トン当たりの平均石炭価格の単位は、1 円とし、その端数は、小数点以下第 1 位で四捨五入いたします。

(2) 離島ユニバーサル調整単価

離島ユニバーサル調整単価は、契約種別ごとに次の算式によっ

て算定された値とし、(イ) の場合はマイナス調整を、(ロ) の場合はプラス調整するものといたします。

なお、燃料費調整単価の単位は、1 銭とし、その端数は、小数点以下第一位で四捨五入いたします。

(ハ) 1 キロリットル当たりの平均燃料価格が 79,300 円を下回る場合

$$\text{離島ユニバーサル調整単価} = (79,300 \text{ 円} - \text{平均燃料価格}) \times \frac{\text{0の基準単価}}{1000}$$

(ニ) 1 キロリットル当たりの平均燃料価格が 79,300 円を上回る場合

$$\text{離島ユニバーサル調整単価} = (\text{平均燃料価格} - 79,300 \text{ 円}) \times \frac{\text{0の基準単価}}{1000}$$

(3) 離島ユニバーサル調整単価の適用

各平均燃料価格算定期間の平均燃料価格によって算定された燃料費調整単価は、その各平均燃料価格算定期間に対応する燃料費調整単価適用期間に使用される電気に適用いたします。各平均燃料価格算定期間に対応する燃料費調整単価適用期間は、次の通りといたします。

平均燃料価格算定期間	燃料費調整単価適用期間
毎年 1 月 1 日から 3 月 31 日までの期間	その年の 6 月の電気料金算定期間
毎年 2 月 1 日から 4 月 30 日までの期間	その年の 7 月の電気料金算定期間
毎年 3 月 1 日から 5 月 31 日までの期間	その年の 8 月の電気料金算定期間
毎年 4 月 1 日から 6 月 30 日までの期間	その年の 9 月の電気料金算定期間
毎年 5 月 1 日から 7 月 31 日までの期間	その年の 10 月の電気料金算定期間

毎年6月1日から8月31日までの期間	その年の11月の電気料金算定期間
毎年7月1日から9月30日までの期間	その年の12月の電気料金算定期間
毎年8月1日から10月31日までの期間	翌年の1月の電気料金算定期間
毎年9月1日から11月30日までの期間	翌年の2月の電気料金算定期間
毎年10月1日から12月31日までの期間	翌年の3月の電気料金算定期間
毎年11月1日から翌年の1月31日までの期間	翌年の4月の電気料金算定期間
毎年12月1日から翌年の2月28日までの期間 (翌年が閏年となる場合は、翌年の2月29日までの期間)	翌年の5月の電気料金算定期間

(4) 離島ユニバーサル調整額

離島ユニバーサル調整額は、その1月の使用電力量に(2)によって算定された燃料費調整単価を適用して算定いたします。

(5) 基準単価

基準単価は、平均燃料価格が1,000円変動した場合の値とし、次の通りといたします。

低圧 1 キロワット時につき	1 厘
----------------	-----

以上